販売店契約書

XXX株式会社（以下「甲」という。）とYYY株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり販売店契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1. （目的）

本契約は、甲が乙に対し、甲の商品（以下「本商品」という）の独占的な販売権を付与することにより、本商品の市場への普及をはかることを目的として、甲乙間の権利義務関係を定めるものである。

1. （個別売買契約）
2. 乙は、本商品を自らの顧客に販売（以下「再販売」という。）するために、甲に対して、次の各号に定める事項を記載した発注書を送付して、本商品の個別売買契約を申し込む。
3. 本商品の商品名・製造番号
4. 数量
5. 売買代金
6. 売買代金支払日
7. 支払方法
8. 本商品の引渡日
9. 引渡場所
10. 引き渡しを受けた本商品の検査の方法
11. その他個別売買契約に必要な事項
12. 前項の発注請書が乙に発信された時点で、甲乙間の個別売買契約が成立する。
13. （商標等の使用）
14. 乙は、本商品を再販売するために必要な範囲において、本商品の名称、マーク、ロゴ、商標及び甲から開示された情報（以下総称して「本商標等」という。）を使用することができるものとする。但し、乙は甲の事前の書面による承諾なく、本商標等の使用を第三者に再許諾することはできない。
15. 乙は、本契約が終了したときは、本商標等の使用を直ちに中止するとともに本商標等の表示を直ちに抹消ないし削除しなければならない。
16. （検収）
17. 甲は乙に対して、本商品を個別売買契約で定める期日及び場所に納入し、乙は受領後３０日以内に、本商品を検査しなければならない。
18. 前項の期間満了までに、乙から甲に対して、本商品の不具合を申し出、甲がこれを承認した場合を除き、同期間を経過した場合、甲は、乙による本商品の検収に合格したものとみなす。
19. 甲は、検査の結果、不合格になったものについては、甲の費用負担で引き取り、乙の指示する期限までに無償で修正の上、納入するものとする。
20. 甲は、乙による検査結果に関して、疑義又は異議のあるときは、遅滞なく書面によりその旨を申し出て、甲乙協議の上解決するものとする。
21. （契約不適合責任）
22. 乙は、前条の検査を合格した本商品に本契約の内容に適合しないこと（仕様書等との不一致のほか、隠れたる瑕疵、その他当然有すべき品質を欠いていることをいい、以下「本件不適合」という。）を発見したときは、直ちに甲に対してその旨を通知し、本商品の交換、追納のみ請求をすることができる。
23. 乙は、本商品の引渡日から６か月が経過した日以降は、本件不適合を理由とする本契約の解除又は前項の請求をすることができない。
24. （解除）
25. 甲及び乙は、当事者の一方に、本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った通知催告後もその行為が是正されない場合、他方当事者は、本契約を解除することができるものとする。
26. 甲及び乙は、当事者の一方に、次の各号に定める事由の一つが生じたときは、他方当事者は、催告なしに、直ちに本契約を解除することができるものとする。
27. 重大な過失又は背信行為があったとき。
28. 差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生開始、会社更生手続開始、特別清算開始の手続の申立又は公売処分を受けたとき。
29. 手形又は小切手の不渡りをなし、銀行若しくは手形交換所の取引停止を受けたとき。
30. 公租公課の滞納処分を受けたとき。
31. 営業停止、営業免許、営業登録の取消等の行政上の処分を受けたとき。
32. 事業の廃止、解散等の重大な変更の決議をしたとき。
33. 財務状態の悪化、又はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。
34. 反社会的勢力であること又は反社会的勢力と密接な関係を有することが判明したとき
35. その他、前各号に準じる事由が生じたとき
36. （有効期間）

本契約の有効期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日とする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも書面により本契約を終了する旨の通知がない場合は、本契約は自動的に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

1. （秘密保持）
2. 本契約において、「秘密情報」とは、文書、口語その他方法のいかんを問わず、いずれかの当事者より他方当事者に対し本契約に関連して開示された全ての技術上及び営業上の資料・図書、知識、データ、個人情報、ノウハウその他一切の情報を意味するものとし、また、本契約の内容も秘密情報として取扱うものとする。但し、次のいずれかに該当するものについては、秘密情報から除外されるものとする。
3. 相手方から開示を受ける前に、既に自己が保有していたもの
4. 相手方から開示を受ける前に、既に公知又は公用となっていたもの
5. 相手方から開示を受けた後に、自己の責によらずに公知又は公用となったもの
6. 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
7. 相手方から開示を受けた情報によらず、自己が独自に開発したもの
8. 甲及び乙は、秘密情報について厳に秘密を保持し、相手方当事者の文書による事前の承諾なくして第三者にこれを開示又は漏洩してはならず、また、秘密情報を自ら又は第三者の利益のために使用してはならないものとする。
9. （権利義務譲渡等の禁止）

　甲及び乙は、本契約上の地位並びに本契約から生じる権利及び義務を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡してはならず、又は担保に供してはならない。ただし、甲又は乙に合併、事業譲渡その他の企業再編が生じる場合はこの限りではない。

1. （準拠法及び管轄裁判所）
2. 本契約は、日本法を準拠法とし、同法に従って解釈されるものとする。
3. 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
4. （誠実協議）

　本契約に定められていない事項又は解釈上疑義が生じた事項については、その都度、甲乙誠意をもって協議決定する。

本契約の成立を証するため本契約書を２通作成し、甲乙各記名押印の上、各１通を保有する。

●年●月●日

 所在地 ○○○○

甲 会社名 　 XXX株式会社

 代表者氏名 ●●●●

 所在地 ○○○○

乙 会社名　 YYY株式会社

 　 代表者氏名 ●●●●